

名古屋高速道路公社料金問題調査会規程

平成6年9月30日

名古屋高速道路公社規程第10号

平成15年10月31日名古屋高速道路公社規程第18号改正

平成16年5月24日名古屋高速道路公社規程第15号改正

(調査会の設置)

第1条 名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）に名古屋高速道路公社料金問題調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(調査審議事項)

第2条 調査会は、理事長の諮問に応じ、名古屋高速道路の料金問題の基本的な事項について調査審議する。

2 調査会は、前項の調査審議に際し、必要に応じて利用者等の意見を聴くことができる。

(組織)

第3条 調査会は、委員15人以内で組織する。

2 調査会に会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 調査会の会議は、会長が招集する。

2 調査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 調査会の会議の公開については、会長が、調査会に諮り決定する。

(会議の議事録)

第7条 調査会は、会議を開催するごとに議事録を作成するものとする。

(会議に対する関係者の出席)

第8条 調査会には、公社の役職員又は関係行政機関の職員が出席し、意見を述べることができる。

(幹事)

第9条 調査会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、公社の職員のうちから理事長が指名する。

3 幹事は、調査会の所掌事務に関し委員を補佐する。

(庶務)

第10条 調査会の庶務は、計画部計画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、調査会の議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月24日から施行する。

名古屋高速道路公社料金問題調査会が行う利用者等の意見を聴く会の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋高速道路公社料金問題調査会規程（平成6年名古屋高速道路公社規程第10号）第2条第2項の規定に基づき、名古屋高速道路公社料金問題調査会（以下「調査会」という。）が利用者等の意見を聴く場合において、必要な事項を定める。

(意見を聴く会の開催)

第2条 調査会の会長は、名古屋高速道路の利用者等（以下「利用者等」という。）から意見を聴く会（以下「意見を聴く会」という。）を必要に応じ開催する。

(利用者等)

第3条 調査会は、利用者等として利用者団体及び名古屋高速道路モニター等から意見を聴くものとする。

2 意見を聴く利用者団体は、調査会の会長が調査会に諮り決定する。

(公社職員の出席)

第4条 調査会の会長は、意見を聴く会に名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）の職員を出席させ、必要に応じ説明させることができる。

(庶務)

第5条 意見を聴く会に関する庶務は、公社計画部計画課で行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、意見を聴く会に関し必要な事項は、調査会の会長が定める。

附 則

この要領は、平成16年5月24日から施行する。

名古屋高速道路公社料金問題調査会の会議の公開に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、名古屋高速道路公社料金問題調査会（以下「調査会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 調査会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって、調査会が会議の一部又は全部の非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 名古屋高速道路公社情報公開規程第7条に定める不開示情報が含まれている事項に関して審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民・市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議開催の事前公表)

第3条 調査会の会長は、次に掲げる事項を記載した「名古屋高速道路公社料金問題調査会の会議の開催のお知らせ」を作成し、あらかじめ公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 議題及び公開・非公開の別
 - (4) 傍聴の定員及び手続(会議を公開する場合に限る。)
 - (5) 非公開の理由(会議を非公開とする場合に限る。)
 - (6) 照会先
- 2 前項に規定する公表の方法は、名古屋高速道路公社ホームページ及び公社の掲示場に掲載して行う。

(傍聴に係る手続等)

第4条 調査会の会長は、傍聴の取扱い及び傍聴する者が遵守すべき事項を、別に定めるものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、調査会の会議の公開に関し必要な事項は、調査会の会長が調査会に諮り決定するものとする。

附 則

この要領は、平成16年5月24日から施行する。

名古屋高速道路公社料金問題調査会の会議の傍聴に係る取扱いについて

(目的)

第1条 この取扱いは、名古屋高速道路公社料金問題調査会（以下「調査会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員は、原則として10名とする。ただし、報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

(傍聴の手続等)

第3条 審議中の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の手続をしなければならない。

2 前項の傍聴を希望する者が、前条の定員を超える場合は、抽選により定員までの傍聴者を決定する。

(会場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、調査会の会長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、調査会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、調査会の会長の指示により、速やかに会場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者がこの取扱いに定める規定に違反したときは、調査会の会長は、当該傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、調査会の

会長は、その者に対して会場からの退場を命ずることができる。

3 調査会の会長は、前2項の措置を命ずる場合は、調査会事務局に指示し、当該事務局員をして必要な措置を行わせることができる。

(周知)

第9条 調査会の会長は、傍聴者に対し「傍聴される方へのお願い」(別紙)を配付し、傍聴者の遵守事項を周知するものとする。

(委任)

第10条 この取扱いに定めるもののほか、調査会の会議の傍聴に関し必要な事項は、調査会の会長が調査会の会議に諮り決定するものとする。

附 則

この定めは、平成16年5月24日から施行する。

傍聴される方へのお願い

会議の傍聴をされる方（以下「傍聴者」という。）は、次の事項を守ってください。

（会場に入ることができない方）

- 1 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている方のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方は、会場に入ることができません。

（傍聴者の守るべき事項）

- 2 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守してください。
 - ① 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないようにしてください。
 - ② 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないでください。
 - ③ 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器については電源を切って入場してください。
 - ④ その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないでください。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

- 3 傍聴者は、会場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないでください。
ただし、調査会の会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

（傍聴者の退場）

- 4 傍聴者は、調査会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするときは、調査会の会長の指示により、会場から退場してください。

（傍聴者への指示）

- 5 傍聴者は、調査会の会長又は調査会事務局の職員の指示に従ってください。

（違反に対する措置）

- 6 傍聴者がこれらの事項を守らない場合、又は調査会の会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

料金改定後の交通量等について

料金改定関連交通量の整理

○平成 15 年度交通量等

	名古屋線	小牧線	計
平成 15 年度計画交通量	200,100	46,000	246,100 台/日
〃 実績交通量	177,242 (0.886)	51,373 (1.117)	228,615 (0.929)

平成 15 年度実績交通量は、計画交通量より約 7% down 換算交通量は、約 9% down

○料金改定後 1 ヶ月間の日平均通行台数と前年比較

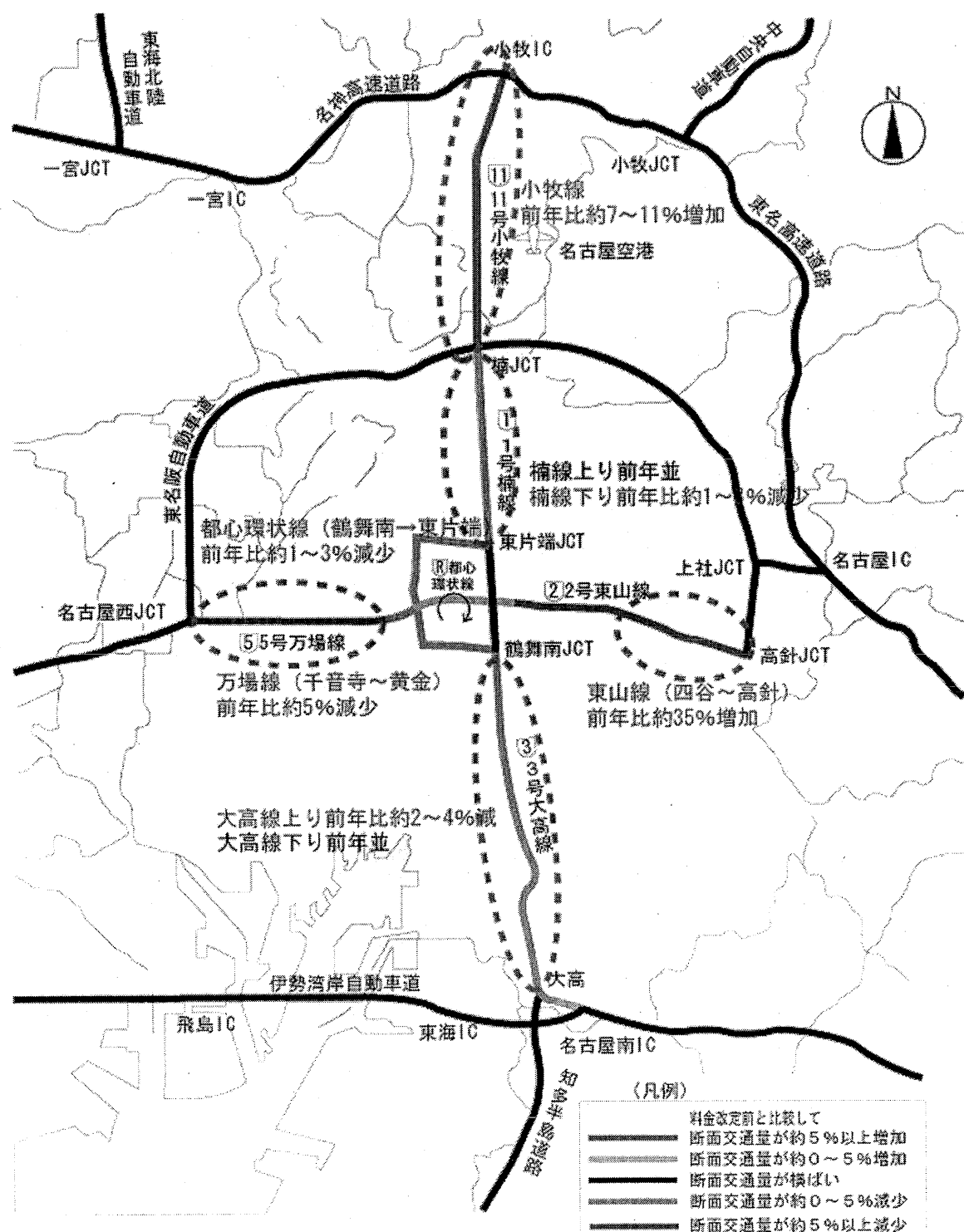
単位：台/日

	平成 16 年 ① 3/29~4/28 料金 750 円	平成 15 年 ② 3/29~4/28 料金 650 円	比率 ①/②
名古屋線	175,200	173,400	1.010
小牧線	53,300	48,700	1.094
合計	228,500	222,100	1.029

- ・平成 14 年度料金認可(名古屋線 750 円)上の平成 16 年度日平均計画交通量は 234,000 台/日
- ・名古屋高速道路の利用交通には季節変動等があり、平成 14~15 年度の 4 月交通量は年度平均交通量の 0.97

平成 16 年度計画交通量から季節変動等を考慮して算定すると約 227,000 台/日となり、4 月交通量は概ね計画目標値を達成

料金改定後1ヶ月の交通量の比較



料金改定後：平成16年3月29日(月)~4月28日(水)までの平均
 料金改定前：平成15年3月29日(土)~4月28日(月)までの平均

※本線車両感知器交通量による比較

定額（ポッキリ）回数通行券の販売状況（料金所販売）

金額（単位：千円）

区分	定額（ポッキリ）券		直営販売（H16. 4） （料金所販売）			旧回数券		直営販売（H15. 4） （料金所販売）			伸び率 （A/C）
	券種	割引率	冊数	総枚数（A）	金額	券種	割引率	冊数	総枚数（C）	金額	
名古屋線 （普通車）	15回券（1万円）	約11%	5,109	76,635	51,090	9回券（5,300円）	約9%	3,784	34,056	20,055	2.25
	32回券（2万円）	約17%	9,139	292,448	182,780	24回券（13,250円）	約15%	12,866	308,784	170,475	0.95
小牧線 （普通車）	16回券（5千円）	約11%	623	9,968	3,115	9回券（2,900円）	約8%	546	4,914	1,583	2.03
	34回券（1万円）	約16%	1,367	46,478	13,670	24回券（7,100円）	約15%	1,898	45,552	13,476	1.02
	計		16,238	425,529	250,655	計		19,094	393,306	205,589	1.08

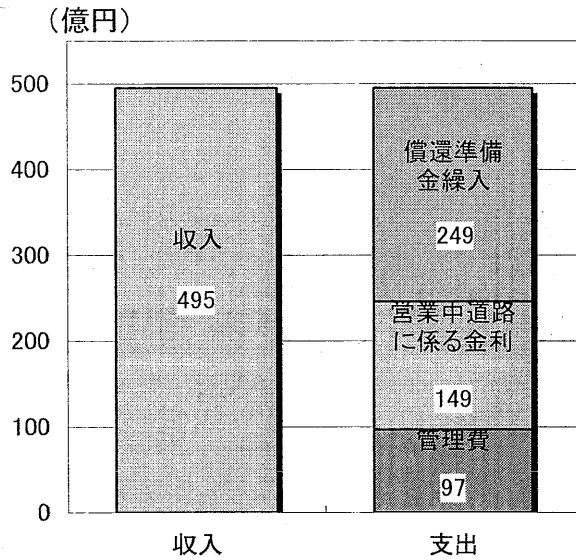
直営販売（料金所販売）と委託販売比率

直営販売（料金所販売） 89%

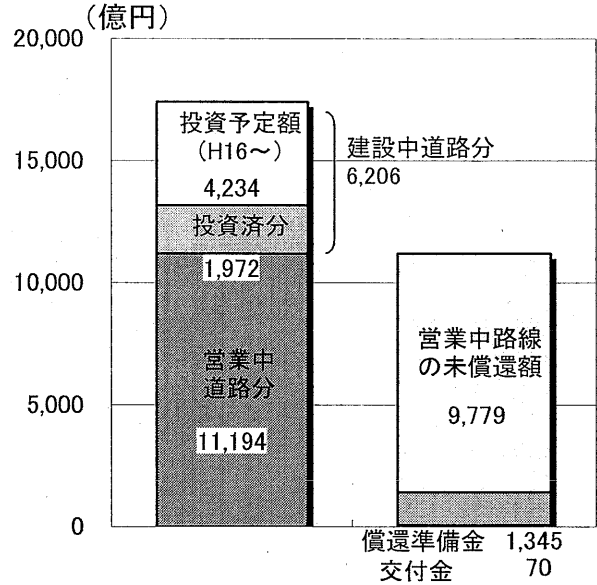
委託販売 11%

平成15年度の営業状況について

単年度収支状況（平成15年度）

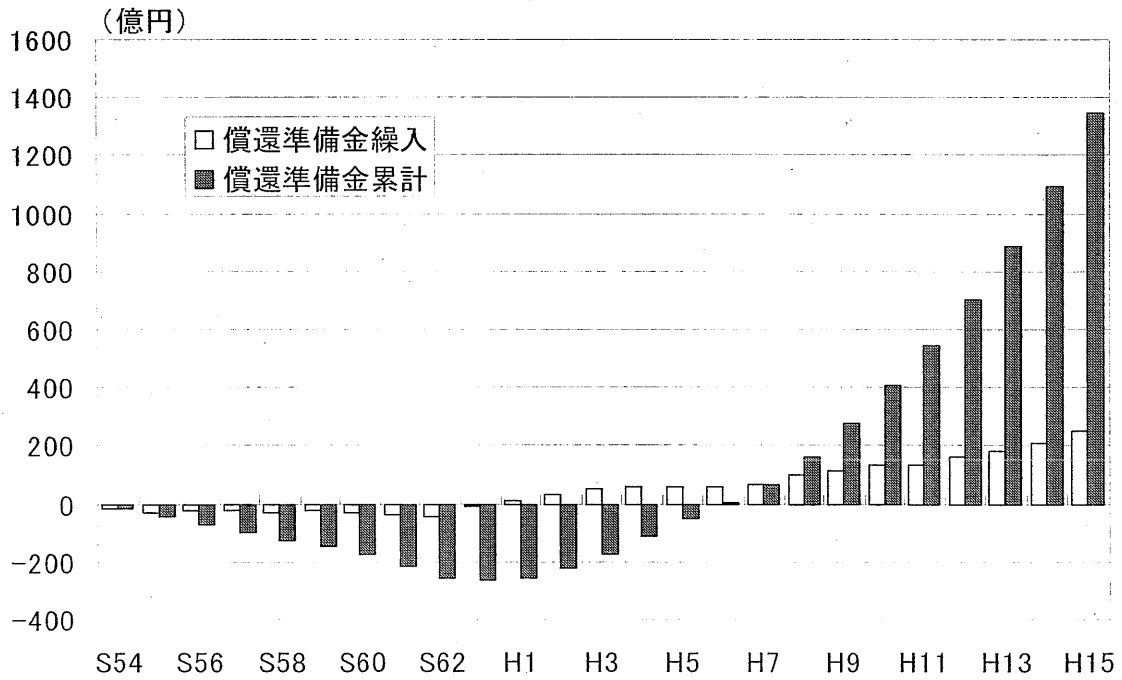


償還状況（平成15年度末）



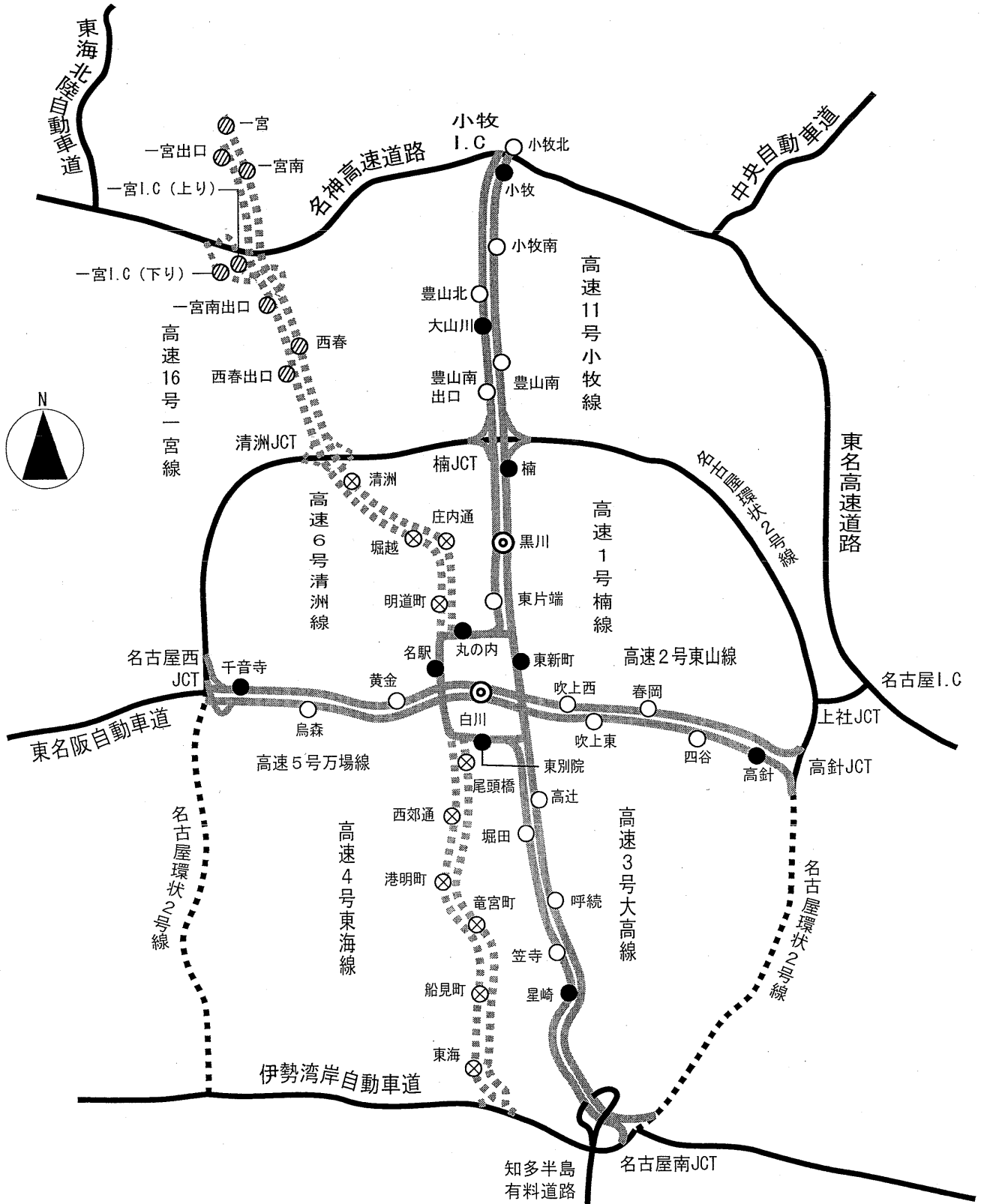
*償還準備金 / (営業中道路分 - 交付金) = 12.1%

償還準備金の積立推移図



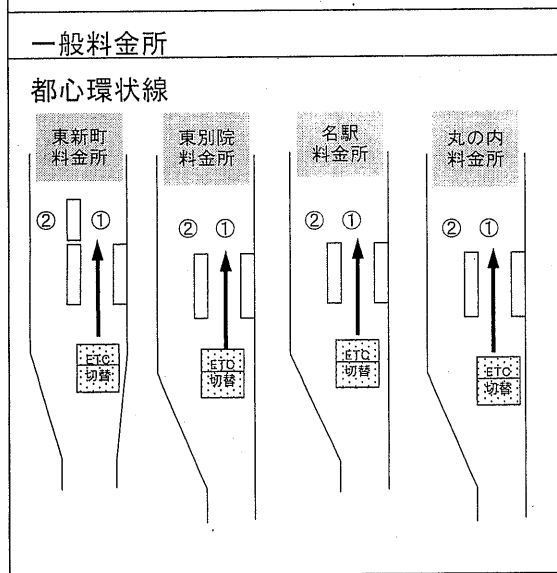
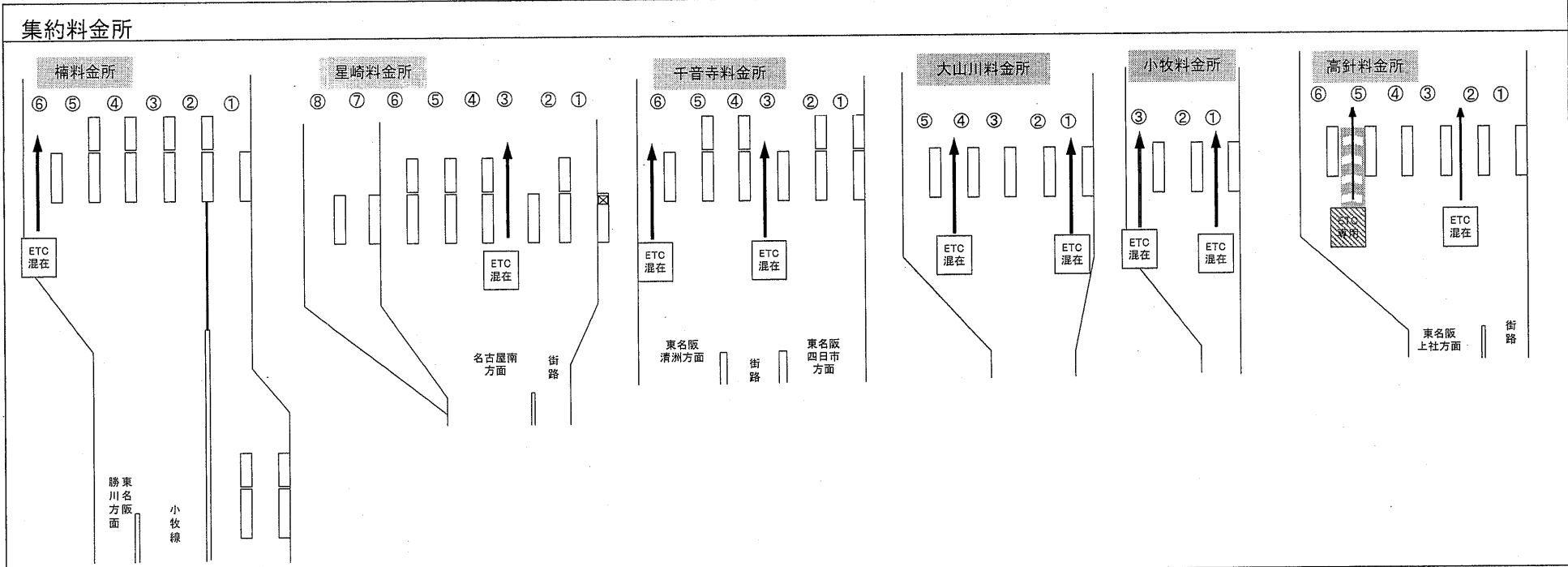
ETCについて

凡例	運用時期	整備箇所	
●	H16年3月1日	集約料金所：楠、高針、星崎、千音寺、大山川、小牧 一般料金所：東新町、東別院、名駅、丸の内	10料金所
◎	H16年5月31日	一般料金所：白川、黒川	2料金所
○	H16年10月	供用中の全料金所に整備（ただし、堀の内料金所を除く）	16料金所
⊗	H16年度末	高速16号一宮線の供用に併せて整備	8料金所
⊗	H17年度以降	高速6号清洲線、高速4号東海線の供用に併せて整備	11料金所



①ETCレーン運用状況 H16年3月29日現在

交通量の多い集約料金所と郊外向けサービスとしての環状線一般料金所の整備
 * 専用運用化については終日専用を原則とするが、一般レーンの処理能力を超えない時間帯にて実施



※平成16年3月1日 当初運用時は全て終日混在レーンにて運用開始

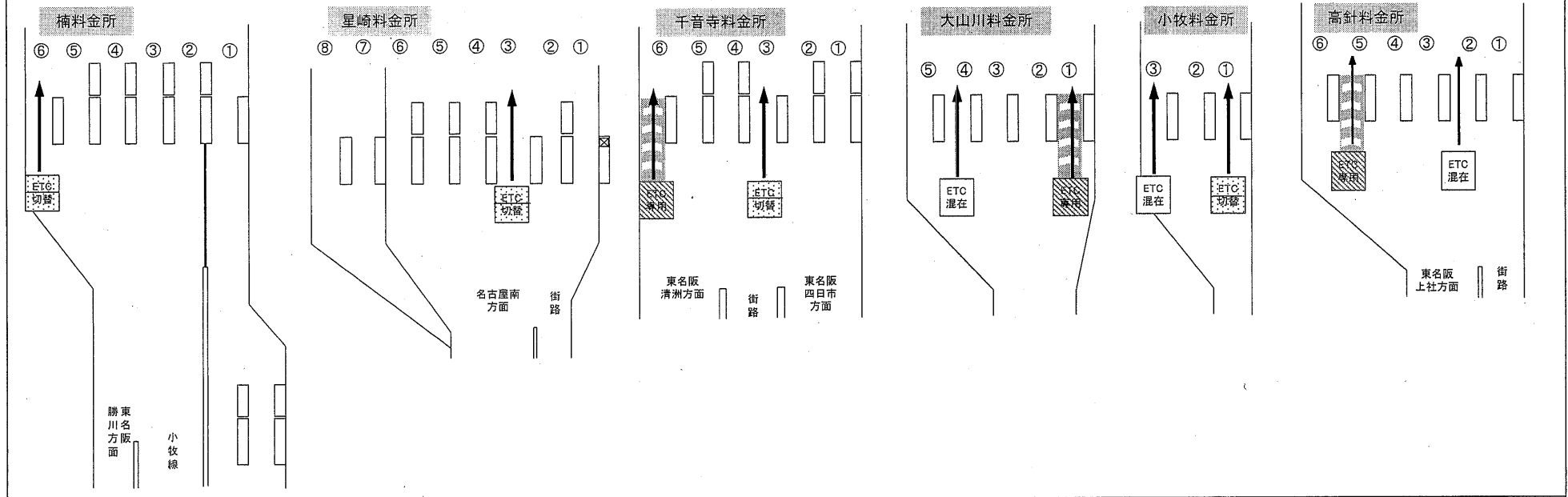
ETC運用料金所	ETC運用レーン	ETC専用レーン		ETC混在レーン
		終日	時間帯	
10	14	1	4	9

- : 終日ETC専用レーン
- : ETC専用～ETC混在切替レーン
- : 終日ETC混在レーン

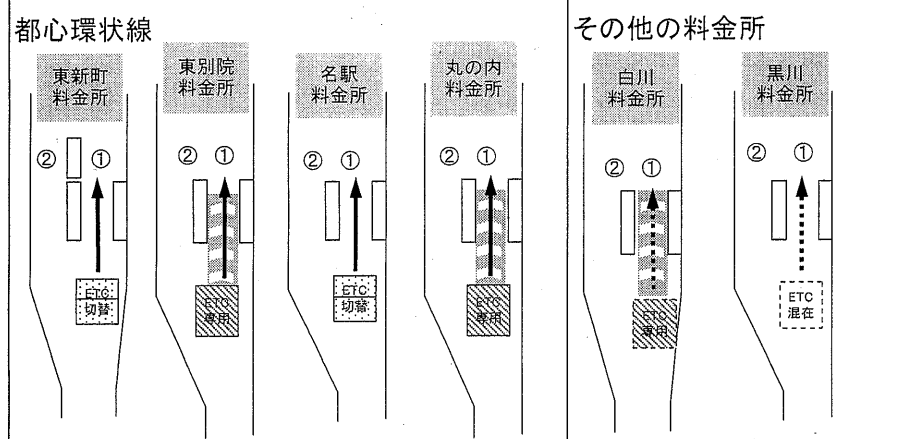
利用率が高く全方向利用が可能な黒川と都心環状線内の白川料金所の早期整備を実施

②ETC運用計画図 H16年5月31日予定

集約料金所



一般料金所



- : 終日ETC専用レーン
- : ETC専用~ETC混在切替レーン
- : 終日ETC混在レーン
- : 増設レーン

ETC運用料金所	ETC運用レーン	ETC専用レーン		ETC混在レーン
		終日	時間帯	
12	16	6	6	4

ETC 運用開始後の利用率

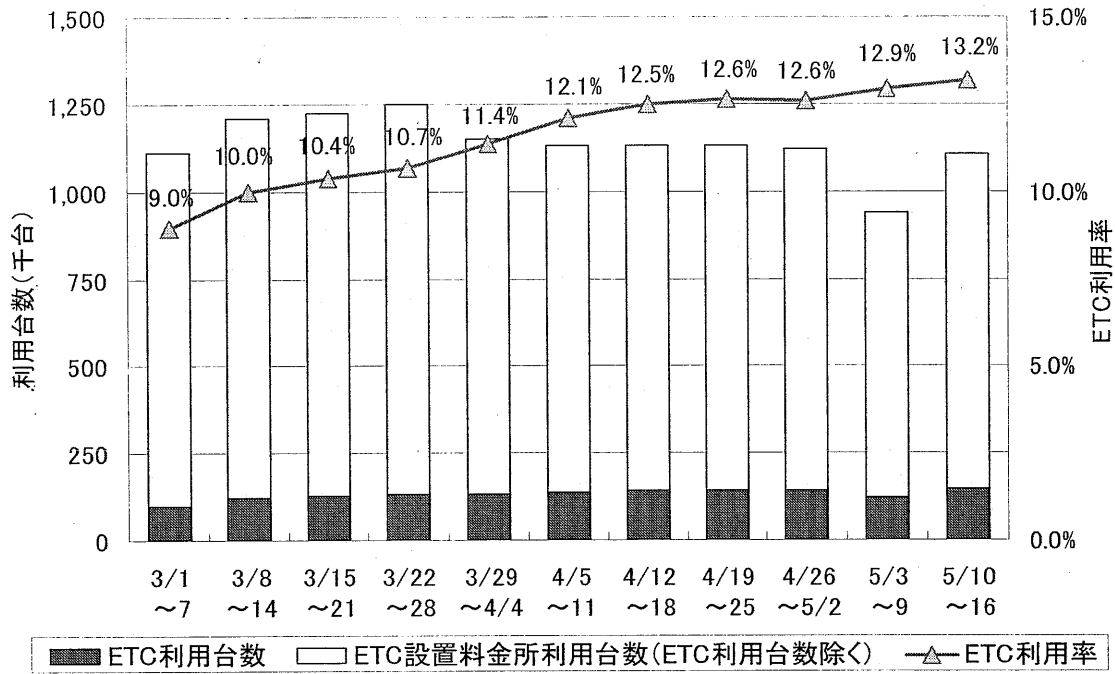


表 ETC 設置料金所利用台数(5月10日(月)~5月16日(日))

	利用形態					計
	ETC	ICCR	回数券	ハイカ	その他	
利用台数	145,708	91,219	277,470	135,265	454,682	1,104,344
利用率	13.2%	8.3%	25.1%	12.2%	41.2%	100.0%

ETC: ETC カードを車載器に挿入し、無線通信により通行した車

ICCR: ETC カードを料金所係員に手渡しすることにより通行した車